

「遺伝子病理・検査診断研究会」会則

第1条 総則

本会は「遺伝子病理・検査診断研究会」と称す。

第2条 目的

- 1) 本会は、遺伝子検査を行う中で必要とされる標準化・精度管理を実現するための検証を行うことを目的とする。
- 2) 本会は、検証内容を共有・発信することで院内での遺伝子検査の質を高めることを目的とする。
- 3) 本会は、その活動を通じて、医療の進展に寄与することを目的とする。

第3条 会員

- 1) 会員は、本会の目的に賛同し、病理検体等を用いた遺伝子検査の実施に直接または間接に携わっている又は携わることを予定している医師および臨床検査技師等とする。
- 2) 会員になろうとする者は、入会を事務局に申請し、世話人会の承認を受けなければならない。

第4条 世話人会

- 1) 本会の世話人は下記により構成する。世話人の任期は2年とし、再任は妨げない。
代表世話人 : 1名
世話人 : 3～5名（会計監査を1名置く）
顧問 : 1～2名
- 2) 世話人会は、入会希望のあった会員を審議し、承認する。
- 3) 世話人会は、次回開催の研究会のため、以下の事項を協議し、決定する。
(ア) 会員の承認
(イ) 遺伝子検査の評価内容・スケジュールの策定
(ウ) (イ)の評価結果の検証及び承認（含、学会発表演題）

第5条 事務局

- 1) 本会の事務局はアークレイマーケティング㈱に置く。
〒160-0004
東京都新宿区四谷 1-20-20 大雅ビル 4F
アークレイマーケティング株式会社 内
遺伝子病理・検査診断研究会事務局
TEL 050-5527-7701
FAX 03-3358-8536

第6条 運営

- 1) 代表世話人は、本会を代表して運営にあたる。
- 2) 代表世話人は、世話人会を適宜召集し、本会の運営に努める。
- 3) 世話人は、代表世話人を補佐し、運営にあたる。
- 4) 代表世話人は世話人の中から互選される。
- 5) 世話人会では、本研究会の目的達成の為、遺伝子検査の評価内容・スケジュールの策定及び、評価結果の検証及び承認を行う。
- 6) 顧問は、代表世話人からが必要と判断した際及び、本人が必要と判断した際に世話人会に参加し必要な助言を行う。

第7条 研究会

- 1) 世話人会は、必要に応じ会員を召集し研究会を開催することができる。
- 2) 他の団体との共催により研究会を開催しようとする場合、事務局は、世話人会の事前承認を得るものとする。
- 3) 研究会では、評価結果及びの検証の内容に対して会員相互の意見交換を行い、その補完や、汎用性の確認を行う事を目的とする。
- 4) 研究会で承認を得られた内容は、世話人会に帰属するものとする。研究会の協議内容も含め代表世話人の事前承諾なしに、研究会外部に公表しない。
- 5) 研究会では、本研究会で検証された内容に限定せず、各施設で行われている方法についても共有し広く協議を行う。

第8条 活動報告

- 1) 世話人会で企画した共同研究に基づく学会発表や文献投稿は、世話人会の事前承認を得た上で実施する。
- 2) 研究会の活動が2年間完了した時点で、事務局でその内容をまとめ、情報発信を行う。

第9条 期間

- 1) 本会則は2016年4月16日開催の世話人会の承認を受け、2016年5月1日、会の設立に合わせ施行する。
- 2) 本会の継続あるいは終了については、2年毎に世話人会で決定する。

第10条 会計

- 1) 定期報告会等に参加する会員は、本会が定める会費を支払うものとする。
- 2) 本会の経費は、前項の会費および企業協賛をもって充てる。
- 3) 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 4) 前項の会計年度に係る決算終了後、報告会にて会員に対し決算報告を行うとともに、会員専用ホームページに掲載する。

第11条 附則

この会則に定めのない事項や、変更が必要な事項が発生したときには、世話人会で協議の上、決定する。会則の改定は世話人会で審議・承認の上行う。

【運営組織】

代表世話人	横田浩充	慶應義塾大学病院
世話人	郡司昌治	名古屋第一赤十字病院
世話人（会計監査）	阿部香織	茨城県立中央病院
世話人	佐々木伸也	堺市立総合医療センター
外部顧問	伊藤雅文	名古屋第一赤十字病院
名誉顧問	長村義之	慶應義塾大学 日本鋼管病院

制定：2016年5月 1日

改定：2018年2月17日 3条、7条、8条、10条

改定：2019年8月 2日 9条

改定：2020年4月 1日 運営組織改定